

# Hong Kong Tax Alert

22 February 2019  
2019 Issue No. 5



## 香港が、集団投資スキームでのすべての私募 ファンドへの事業所得税の免除を認める法案を 可決

2019年2月20日、すべての私募ファンドへの事業所得税の免除を認める法案は、さらなる修正を経ず、ほぼ原法案のまま可決されました。新法は、2019年4月1日以降に行われる取引に適用されます。

このタックス・アラートは新法を要約し、立法過程で新法における特定の規定に関する政府の説明を紹介します。

政府による説明にかかわらず、新法の多くの条項は複雑であるため、内国歳入庁(以下「IRD」)は、適時に新法に関する実務解釈指針の公表に着手することを約束しました。

貴社が新法による優遇措置を検討されている場合は、貴社の税務担当者にご相談下さい。

## 新法

新法に基づき、集団投資スキーム形式のファンドは、居住地・規模・種類を問わず、通常の投資収益(適格取引)については、香港での事業所得税が免除されます。ただし、当該取引は特定の者によって実行されるか、または当ファンド自体が適格投資ファンドでなければなりません。

ファンド、またはファンドが所有する特別目的事業体(以下「SPE」)が、海外や香港に設立された非公開会社に投資する場合の事業所得税の免除は、特定の追加条件を満たす場合にのみ適用可能です。

ここで重要なことは、新法にはいかなるテインティング条項も含まれていません。つまり、ファンドは免税資格を失うことはなく、非適格取引であるオンショア源泉でかつ、収益的取引による所得のみが課税対象となります。

現在の非居住者に対する免税制度はそのまま残るので、非居住者が新法に基づくファンドとして認められない場合にも依然として免税されます。ただし、関連する条件が満たされる必要があります。

新法の詳細な規定については、2018年12月10日に発行した弊事務所のタックスアラートをご参照ください。

## 新法のいくつかの規定に関する照会

新法の立法過程で、いくつかの専門団体および企業団体が立法議会の法案委員会に、法案審議のための意見書を提出しました。

これらの意見書で提起された懸念、およびそれに対する政府の回答を以下に説明します。

### ある時点で投資家が一名しかいない適格ファンド

新法によれば、「ファンド」として認められるために必要となる条件の1つとして、出資取り決めがその参与者(participating persons)による共同出資でなければならぬとする条項があります。

一部の意見書では、ファンドの設立初期段階において、より多くの投資家を募集する前に、シードマネーを拠出する投資者が一名しかない可能性があると述べました。このように、投資の初期段階にあるファンドは新法に基づく免税を享受できないのではないかとの懸念がありました。

これに対し政府は、解釈・総則法(Interpretation and General Clauses Ordinance)に従い、複数形は単数形を含むことを明確にしました。そのため、「参与者(participating persons)」という用語は、ある時点で投資者が一名しかいなくても、適格ファンドが免税を享受できないわけではありません。

### SPEに対する緩和がない

新法はファンドレベル及びSPEレベル双方に対して免税条項が適用されると規定しているものの、SPEにおいて許容される活動範囲はファンドよりも制限されています。SPEが行うことのできる役割は、非公開の被投資企業の保有・管理に限定されており、その他の適格資産への投資も禁じられています。

一部の意見書では、あるファンドが完全に所有しているSPEの活動範囲を、当該ファンドの活動範囲と一致させるよう政府に求めました。

政府はこれらの意見を否定し、SPEは非公開の被投資企業の保有・管理のみを目的として設立されるべきであるとの見解を維持しました。そうしなければ、実際にはSPEでないような事業体においても新法に基づく免税の対象となってしまう可能性があるためです。

### 「誠意をもって(met in good faith)」という表現は「誠意の(bona fide)」と類似する

新法に基づくと、ファンドまたはSPEが「誠意をもって(in good faith)」、特定の条件を満たさない限り、非公開会社の処分により得られる利益は課税対象となります。特定の条件が課せられるのは、新法の潜在的な悪用を防止するためです。そうしなければ、ファンドまたはSPEが非適格資産(直接取引からの利益は課税対象となります)を取得する目的で非公開会社を利用し、その後に当該非公開会社を処分することで、免税を享受することができてしまうからです。

一方、「誠意をもって(met in good faith)」という表現は法案で定義されておらず、ファンドまたはSPEは免税待遇を受けるかどうかを決定するにあたり、内国歳入長官に多大な裁量権が与えられ、不確実性が高まるという懸念があります。

政府は、「誠意をもって」という表現が、特定条件への名目上だけの遵守を防ぎ、真正な遵守を意図していると説明しました。類似の表現はセクション26A(1A)(a)(ii)等にもありますが、「誠意の(bona fide)」という用語が、公募ファンドの事業所得税の免除に関連して用いられています。政府は、IRDがファンドまたはSPEが誠意を持って行動しているかどうかを判断する際に、すべての関連要因を考慮に入れると補足しました。

## 「利息収入を稼得するための債券の保有」 は今回適格取引として認定されない

新法では、適格取引のリストに「利息収入を稼得するための社債、転換社債、債券の保有」が含まれていません。当該負債性金融商品の保有により得られる受取利息は、当該商品の適格売買取引に付随する収入として取り扱われます。

しかし、新法の下では、このような付随取引が免税となるかどうかは5%を基準に判断することとなります。すなわち、年間の利息収入がファンドの収入総額の5%超を占める場合、当該利息収入が香港源泉であれば、その全額が香港で課税対象となります。

債券ファンドの主な収入は利息収入であり、収入総額の5%を容易に超える可能性があるため、債券ファンドは新法の恩恵を享受することはできません。

多くの債券ファンドに対する人気が投資者の間で高まっており、「利息収入を稼得するための社債、転換社債、債券の保有」を適格取引として認定することを政府に求める意見がありました。

しかし、政府はこれらの意見を受け入れず、当該要請は香港の税務政策に大きな影響を及ぼす可能性があるため、今回の立法範囲外になると説明しました。

Hong Kong office  
 Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong  
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter  
 Asia-Pacific Tax Leader  
 +852 2849 9338  
 jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill  
 Asia-Pacific Financial Services Tax Leader  
 +852 2849 9568  
 ian.mcneill@hk.ey.com

#### Non-financial Services

#### Financial Services

David Chan  
 Tax Leader for Hong Kong and Macau  
 +852 2629 3228  
 david.chan@hk.ey.com

Paul Ho  
 Tax Leader for Hong Kong  
 +852 2849 9564  
 paul.ho@hk.ey.com

#### Business Tax Services

##### Hong Kong Tax Services

Agnes Chan  
 +852 2846 9921  
 agnes.chan@hk.ey.com

Wilson Cheng  
 +852 2846 9066  
 wilson.cheng@hk.ey.com

Tracy Ho  
 +852 2846 9065  
 tracy.ho@hk.ey.com

Chee Weng Lee  
 +852 2629 3803  
 chee-weng.lee@hk.ey.com

##### May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com

Grace Tang  
 +852 2846 9889  
 grace.tang@hk.ey.com

Karina Wong  
 +852 2849 9175  
 karina.wong@hk.ey.com

Jo An Yee  
 +852 2846 9710  
 jo-an.yee@hk.ey.com

#### Business Tax Services

Florence Chan  
 +852 2849 9228  
 florence.chan@hk.ey.com

Sunny Liu  
 +852 2846 9883  
 sunny.liu@hk.ey.com

#### China Tax Services

Ivan Chan  
 +852 2629 3828  
 ivan.chan@hk.ey.com

Lorraine Cheung  
 +852 2849 9356  
 lorraine.cheung@hk.ey.com

Becky Lai  
 +852 2629 3188  
 becky.lai@hk.ey.com

Carol Liu  
 +852 2629 3788  
 carol.liu@hk.ey.com

#### Tax Technology and Transformation Services

Albert Lee  
 +852 2629 3318  
 albert.lee@hk.ey.com

Michael Stenske  
 +852 2629 3058  
 michael.stenske@hk.ey.com

#### Indirect Tax Services

##### International Tax Services

Andy Leung  
 +852 2629 3299  
 andy-sy.leung@cn.ey.com

Alice Chan-Loeb  
 +852 2629 3882  
 alice.chan@hk.ey.com

Cherry Lam  
 +852 2849 9563  
 cherry-lw.lam@hk.ey.com

Jeroen van Mourik  
 +852 2846 9788  
 jeroen.van.mourik@hk.ey.com

Martin Richter  
 +852 2629 3938  
 martin.richter@hk.ey.com

Aaron Topol  
 +852 2675 2980  
 aaron.topol@hk.ey.com

Kenny Wei  
 +852 2629 3941  
 kenny.wei@hk.ey.com

##### International Tax Services

James Badenach  
 +852 2629 3988  
 james.badenach@hk.ey.com

Jacqueline Bennett  
 +852 2849 9288  
 jacqueline.bennett@hk.ey.com

Justin Kyte  
 +852 2629 3880  
 justin.kyte@hk.ey.com

Adam Williams  
 +852 2849 9589  
 adam-b.williams@hk.ey.com

#### People Advisory Services

Ami Cheung  
 +852 2629 3286  
 ami-km.cheung@hk.ey.com

Robin Choi  
 +852 2629 3813  
 robin.choi@hk.ey.com

Jeff Tang  
 +852 2515 4168  
 jeff.tk.tang@hk.ey.com

Paul Wen  
 +852 2629 3876  
 paul.wen@hk.ey.com

#### Transaction Tax Services

David Chan  
 +852 2629 3228  
 david.chan@hk.ey.com

Jane Hui  
 +852 2629 3836  
 jane.hui@hk.ey.com

Tami Tsang  
 +852 2849 9417  
 tami.tsang@hk.ey.com

Eric Lam  
 +852 2846 9946  
 eric-yh.lam@hk.ey.com

#### Transaction Tax Services

Rohit Narula  
 +852 2629 3549  
 rohit.narula@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.

All Rights Reserved.

APAC no. 03007969

ED None.

[ey.com/china](http://ey.com/china)

#### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

